

1. 制度改革に伴い都道府県・市町村において準備が
必要な事項
 - (3) 要介護認定事務の変更について

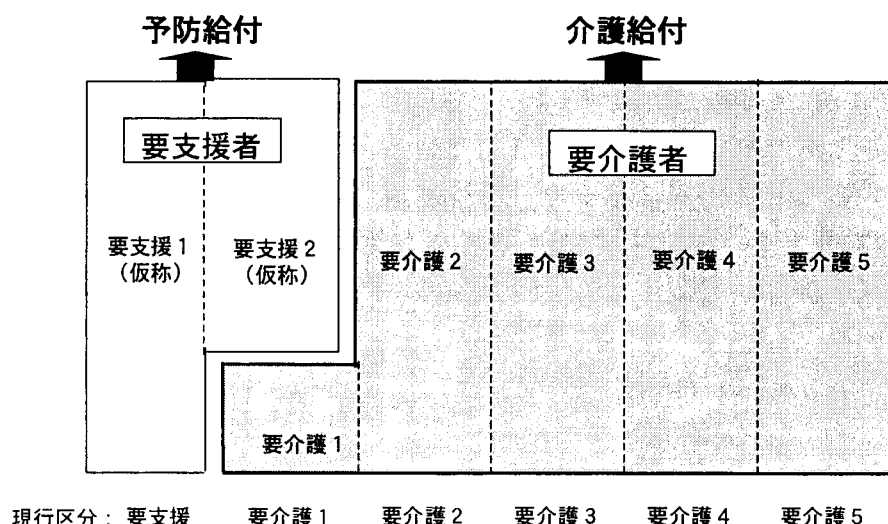
(3) 要介護認定事務の変更について

ア 新予防給付対象者の選定について

これらの者の選定は、要介護認定の枠組みの中で、介護認定審査会の審査・判定を通じて行うこととしている。

新予防給付の対象は、現行の「要支援者」に加え、「要介護1」に該当する者のうち、心身の状態が安定していない者や認知症等により新予防給付の利用に係る適切な理解が困難な者を除いた者とすると考えている。

[参考] [保険給付と要介護状態区分のイメージ]



介護認定審査会における審査・判定の結果、「要支援1」「要支援2」と決定された者（＝要支援者（「要支援状態」(※)にある者)）を（新）予防給付の対象者とする。

また、「要介護1」「要介護2」「要介護3」「要介護4」「要介護5」と決定された者（＝要介護者（「要介護状態」(※※)にある者)）を介護給付の対象者とする。

※要支援状態 ……常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要する状態、又は身体上若しくは精神上的の障害があるために一定期間日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態。

※※要介護状態・・・身体上又は精神上的の障害があるために、一定期間、日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要すると見込まれる状態であって、要支援状態以外の状態。

イ 要介護認定に係る申請代行又は認定調査の委託について

要介護認定に係る申請代行又は認定調査の委託については、社会保障審議会介護保険部会等においてその適正性に関する指摘がなされており、今般の介護保険制度改革においても、これらについて一定の見直しを行うこととしている。

(ア) 要介護認定等の申請代行ができる者の範囲の見直し

要介護認定等の申請代行については、本人等の意思を未確認のまま申請代行する事例や介護保険制度の十分な説明のないまま申請代行する事例など、要介護・要支援認定の公正性の観点からすると、必ずしも相当とは考えられない事例が指摘されているところである。

こうした指摘を踏まえ、新規申請、更新申請、区分変更申請いずれの場合も、現行の申請代行をできる者の範囲を以下の通りに見直す改正を行う。

(下線部が変更点。)

- ・ 本人
- ・ 成年後見人等
- ・ 家族、親族等
- ・ 民生委員、介護相談員等
- ・ 地域包括支援センター
- ・ 指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設のうち、厚生労働省令で定めるもの

(イ) 要介護認定申請に係る認定調査を委託することができる者の範囲の見直し

要介護認定申請に係る認定調査については、市町村の事務負担の軽減の観点から、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設に委託することができることとされているが、公正性・中立性の観点から、以下のような見直しを行うこととする。

- ① 新規の要介護認定申請に係る認定調査については、原則として、市町村において行うこととし、例外として、改正後の法第24条の

2第1項において新たに設置する指定市町村事務受託法人に委託することができるようにする。

なお、実施に際しては市町村における体制等を踏まえ経過措置を置くこととしている。

- ② 更新及び区分変更申請に係る認定調査については、「指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設その他の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設又は介護支援専門員であって厚生労働省令で定めるもの」に対して委託を行うことができることとする。

	現 行	改 正 後
新規	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村 ・ 指定居宅介護支援事業者 ・ 介護保険施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市町村が行う。</u> ※市町村における体制等を踏まえ経過措置を置く
更新・ 区分変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村 ・ 指定居宅介護支援事業者 ・ 介護保険施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村 ・ <u>指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等であって、厚生労働省令で定めるもの</u>

1. 制度改革に伴い都道府県・市町村において準備が

必要な事項

(4)「介護支援専門員の名簿管理支援システム」

及び「事業者の指定等支援システム」につい

て

(4)「介護支援専門員の名簿管理支援システム」及び「事業者の指定等支援システム」 について

ア. 介護支援専門員の制度改正の内容

(ア) 介護保険法等改正法案では、介護支援専門員の資質の向上を図るため、定期的に研修を義務付けるための資格の更新制（5年）を導入することとしており、以下のような仕組みとすることとしている。（法律事項）

- ① 介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、介護支援専門員実務研修の課程を修了した者は、当該実務研修を行った都道府県知事の登録を受ける。
- ② 上記の登録を受けている者は、都道府県知事に申請し、「介護支援専門員証」の交付を受けることができる。
- ③ 介護支援専門員証の交付を受けた者を「介護支援専門員」とする。介護支援専門員証の有効期間は、5年とする。
- ④ 介護支援専門員は、介護支援専門員証の更新を受けようとするときは、都道府県知事又はその指定する機関が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（更新研修）の課程を修了しなければならない。（現任者については、別に都道府県知事が指定する研修を受講している場合には、この限りでない。）
- ⑤ 介護支援専門員は、その登録を削除された、又は介護支援専門員証が効力を失ったときは、介護支援専門員証を返納しなければならない。また、介護支援専門員の業務に従事することを禁止する命令を都道府県知事から受けたときは、介護支援専門員証を都道府県知事に提出しなければならない。（介護支援専門員証の返納又は提出の義務に違反した場合は、十万円以下の過料に処する。）
- ⑥ 更新研修を受けず、業務に従事しない場合でも、一定の研修を受講することで、介護支援専門員証の交付を受け、業務に従事することができる。

(注) 改正法の施行の際、現に介護支援専門員である者は、施行日に、改正後の規定による都道府県知事の登録を受け、介護支援専門員証の交付を受けたものとみな

すこととしている。

(イ) 介護支援専門員の業務の適正な実施を図るため、以下の仕組みを設けることとしている。(法律事項)

- ① 都道府県知事は、介護支援専門員の業務の適正な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その登録を受けている介護支援専門員及び当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員に対し、その業務について必要な報告を求めることができることとする。
- ② 都道府県知事は、介護支援専門員が厚生労働省令で定める基準に従って業務を行っていないと認めるときは、必要な指示をし、又はその指定する研修を受けるよう命ずることができることとする。これに従わない場合には、一年以内の期間を定めて、介護支援専門員として業務を行うことを禁止することができる。
- ③ 都道府県知事は、介護支援専門員が上記の指示又は命令に違反し、情状が重い場合、業務の禁止命令に違反した場合、その義務に違反した場合には、登録を消除することができる。

(ウ) 居宅介護支援事業所の取消件数が年々増えているが、その取消事由としては、無資格者に介護支援専門員の名義を使わせて居宅サービス計画を作成するといった悪質な事例が多い。介護支援専門員が利用者を面接せずに居宅サービス計画を作成する等の不正を行うことは、不正請求という問題のみならず、利用者の状態に合わないサービスの提供により生活機能がかえって低下するおそれがあるなど、利用者の心身の維持改善という観点からも大いに問題がある。

このため、以下の義務を法律に明確化し、これに違反した場合には、都道府県知事が介護支援専門員の登録を消除することができることとしている。(法律事項)

- ① 介護支援専門員は、担当する要介護者等の人格を尊重し、常に要介護者等の立場に立って、介護保険のサービスが特定の種類や事業者に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実にその業務を行わなければならないこと。

② 介護支援専門員証を不正に使用し、又は他人に介護支援専門員の業務のためその名義を使用させてはならないこと。

③ 介護支援専門員の信用を傷つけるような行為をしてはならないこと。

また、介護支援専門員は、その業務を行う上で、利用者の秘密を知り得る立場にあることから、秘密保持の義務を課すこととしている。(違反した場合は一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する)。

イ. 事業者指定の制度改正の内容

(ア) 介護保険法等改正法案では、介護保険の指定事業者の基準の遵守状況を定期的に確認するため、指定の効力に6年の有効期限を設けることとし、指定の要件に合致していない場合には、指定の更新をしてはならないこととしている(法律事項)。

(注1) 地域密着型サービスについては、市区町村長が指定の権限を有するが、地域密着型サービスについても、6年の有効期限を設ける。

(注2) 現行、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設は、その指定等があったときに、短期入所療養介護及び通所リハビリテーション(介護老人保健施設に限る。)の指定があったものとみなされているが、みなし指定を受けたサービスについては、本体の指定と同じく更新を受けることとしている。

(イ) 介護保険の事業者又は施設の指定については、現行では、

- ・ある県で指定を取り消された事業者が、別の県に指定申請してきた場合
- ・過去に指定を取り消された事業者の役員が、別の法人で申請してきた場合
- ・指定の取消を受けそうになると自ら事業所を廃止し、再申請する場合

等について、都道府県が指定を拒否することが法律において明確になっておらず、悪質な事業者を制度から排除する仕組みが十分に機能していないと指摘されている。

このため、指定の欠格事由を見直し、申請者(申請者が法人である場合には、その法人の役員又は事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(特別養護老人

ホームについては施設長とし、病院、薬局又は老人保健施設については管理者とする。)を含む。)が以下に該当する場合には、都道府県知事は、指定をしてはならないこととしている(指定の更新についても準用)(法律事項)。

- ① 申請者が、指定の取消から5年を経過しない者であるとき。
- ② 申請者が、禁錮以上の刑を受け、その執行を終わるまでの者であるとき。
- ③ この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者であるとき。
- ④ 指定の申請前5年以内に介護保険の他のサービスに関し不正又は著しく不適当な行為をした者であるとき。

(ウ) 都道府県知事は、指定事業者が、厚生労働省令で定める基準又は人員の員数を満たしていないとき、又は、厚生労働省令で定める設備及び運営に関する基準に従って適正な事業の運営をすることができなくなったときは、その指定を取り消すこととされている。

この基準を遵守させる仕組みについては、現行、指定の取消しという手段に限られており、指定の取消しに至る前の改善指導の仕組みが明確でないことから、以下のような仕組みを設けることとしている(法律事項)。なお、地域密着型サービスは、市区町村長が同様の権限を行うこととしている。

- ① 都道府県知事は、指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、厚生労働省令で定める基準又は員数を満たしておらず、又は、厚生労働省令で定める設備及び運営に関する基準に従って適正な事業の運営をしていないと認めるときは、当該指定事業者に対し、期限を定めて、基準を遵守すべきことを勧告することができる。
- ② 都道府県知事は、勧告を受けた事業者が期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- ③ 都道府県知事は、勧告を受けた指定事業者が、正当な理由がなくて勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定事業者に対し、期限を定めて、その勧告に

係る措置をとるべきことを命ずることができる。

④ 都道府県知事は、上記の命令をした場合、その旨を公示しなければならない。

(エ) 現行の介護保険法では、指定の取消しという方法に限って、その効力を失わせることとしているため、特定の利用者に対して不適正なサービスが行われていることが判明した場合に、緊急的な措置として、その利用者に対する不適正な部分のみサービスの提供を停止させたい場合や、不正を認めた場合に指定の取消しを行うまでに一定の時間を要するため、その間に不正に介護報酬を請求していても、これを止めさせる手段が十分でない等の問題がある。

このため、都道府県知事が不正な指定事業者を確認した場合に緊急に介護報酬の請求を停止させるなど、適切な対応を講じることができるよう、指定の全部又は一部の効力の停止を行うことができることとしている（法律事項）。

ウ. 「介護支援専門員名簿管理支援システム」及び「介護保険事業者の指定及び更新支援システム」の整備について

(ア) システムの目的について

「介護支援専門員名簿管理支援システム」及び「介護保険事業者の指定及び更新支援システム」（以下「支援システム」という。）は、

- ① 各都道府県における介護支援専門員の資格管理を適切に行うとともに、都道府県間において、介護支援専門員の登録の消除状況や研修の受講状況などの介護支援専門員情報を共有化すること
- ② 悪質な事業者に対する対応を強化するため、過去の事業者の取消履歴をデータベース化し、都道府県及び市町村間で悪質な事業者の情報を共有化することを目的とし、平成17年度中にネットワークシステムを整備すべく、平成17年度予算において対応することとしているものである。

各都道府県において適切な事務処理を行うためには、支援システムを全国一斉に稼働させる必要があることから、各都道府県におかれては、了知の上、所要の予算

の確保等の準備をお願いしたい。

(イ) 支援システムの整備について

支援システムは、各都道府県にサーバを置き、全国をネットワークで結ぶものであり、支援システムで共通するものも多いことから、機器を共有するとともに、システムの基本的機能など共通部分については共同のものとして開発するなど、一体的に整備する予定である。また、今回整備する支援システムでは、国民健康保険団体連合会において適切に介護給付費の支払いの審査を行えるよう、必要な情報については、支援システムと指定事業者台帳システムとの間で、相互に情報を反映させる予定である。

支援システムの整備にあたっては、厚生労働省において、支援システムのシステムプログラムの開発を行い、開発されたシステムプログラムを各都道府県に配布する予定である。各都道府県においては、配布プログラムの導入等（導入等に伴うサーバの設置、設定作業等を含む。）を行うとともに、事業者及び介護支援専門員にかかる情報を支援システムに入力することとなる。

なお、情報収集すべき項目、情報を把握する方法については、別途、お示しする予定である。さらに、各都道府県における必要な機器については、平成16年11月10日の全国介護保険担当課長会議において提示したところであるが、現時点で一部変更を予定しているところであり、必要な機器、設定作業の内容等については、別途、お示しする予定である。

また、各都道府県間を結ぶネットワークは、「e-japan重点計画 ー 2004」（平成16年6月15日IT戦略本部）において、「国・地方を通じて情報交換・情報共有が必要となる業務について、原則として霞が関WAN・LGWANを活用することとし、行政の簡素化・合理化を推進する」としていることを踏まえ、総合行政ネットワーク（LGWAN）を活用する予定である。

については、各都道府県の情報管理担当部局とも十分協議の上、準備願いたい。なお、支援システムの構築にかかるスケジュールについては、現時点では別添のとおり

り考えているので、了知願いたい。

(ウ) 都道府県の支援システム整備に要する費用について

支援システムの整備に要する費用については、平成17年度予算(案)において、「(目) 介護保険事業費補助金 介護支援専門員名簿管理支援システム等整備事業」として計上しているところである。補助事業の概略は、下記のとおりである。なお、実施要綱については、できる限り早期に通知する予定である。

① 事業の概要

- i) システムの整備に要する経費(必要な機器等の購入、開発されたシステムプログラムの導入作業及び設定作業、ネットワークの設定作業等)
- ii) 既に登録されている介護支援専門員情報及び既に指定を取り消された事業者情報等を支援システムに入力するために必要な経費
- iii) 介護支援専門員に新たに付された登録番号を都道府県から介護支援専門員に通知するために必要な経費

② 実施主体

都道府県

③ 補助率

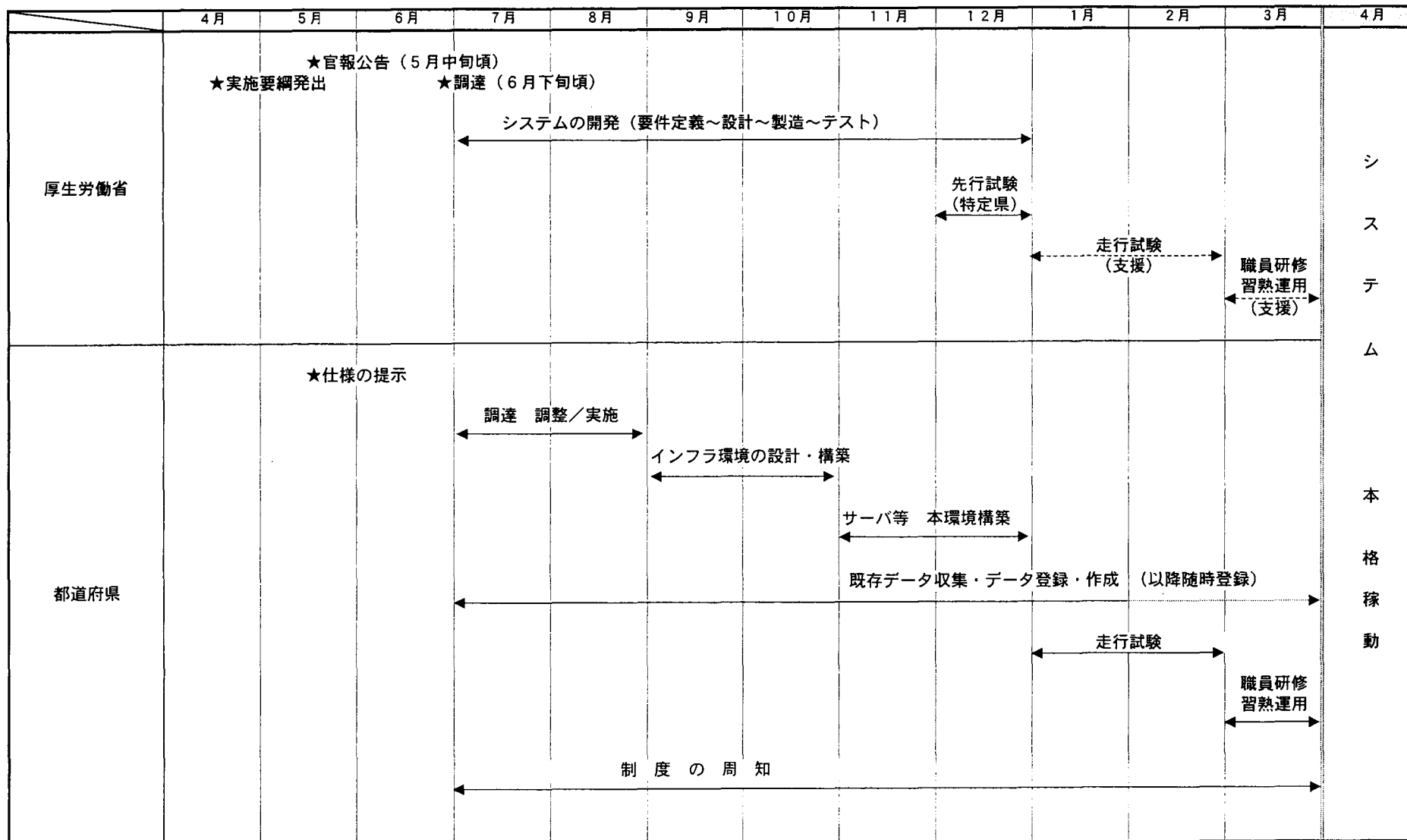
国1/2、都道府県1/2

④ 補助額

各都道府県の実情に応じて、所要額を補助する予定である。

(参考) 平成17年度予算(案)額 177,167千円

介護支援専門員名簿管理支援システム／介護保険事業者の指定及び更新支援システム構築 スケジュール(案)



- ※ 現段階での想定であり、具体的に設計する段階で今後変更があり得る。
- ※ 上記線表案に、事業者台帳システムとのデータ連携に関する調整作業等は含めていない。
- ※ システムの標準的な仕様は厚生労働省から提示する。